

**障害者自立支援法における
小規模作業所のあり方について**

2006年2月17日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

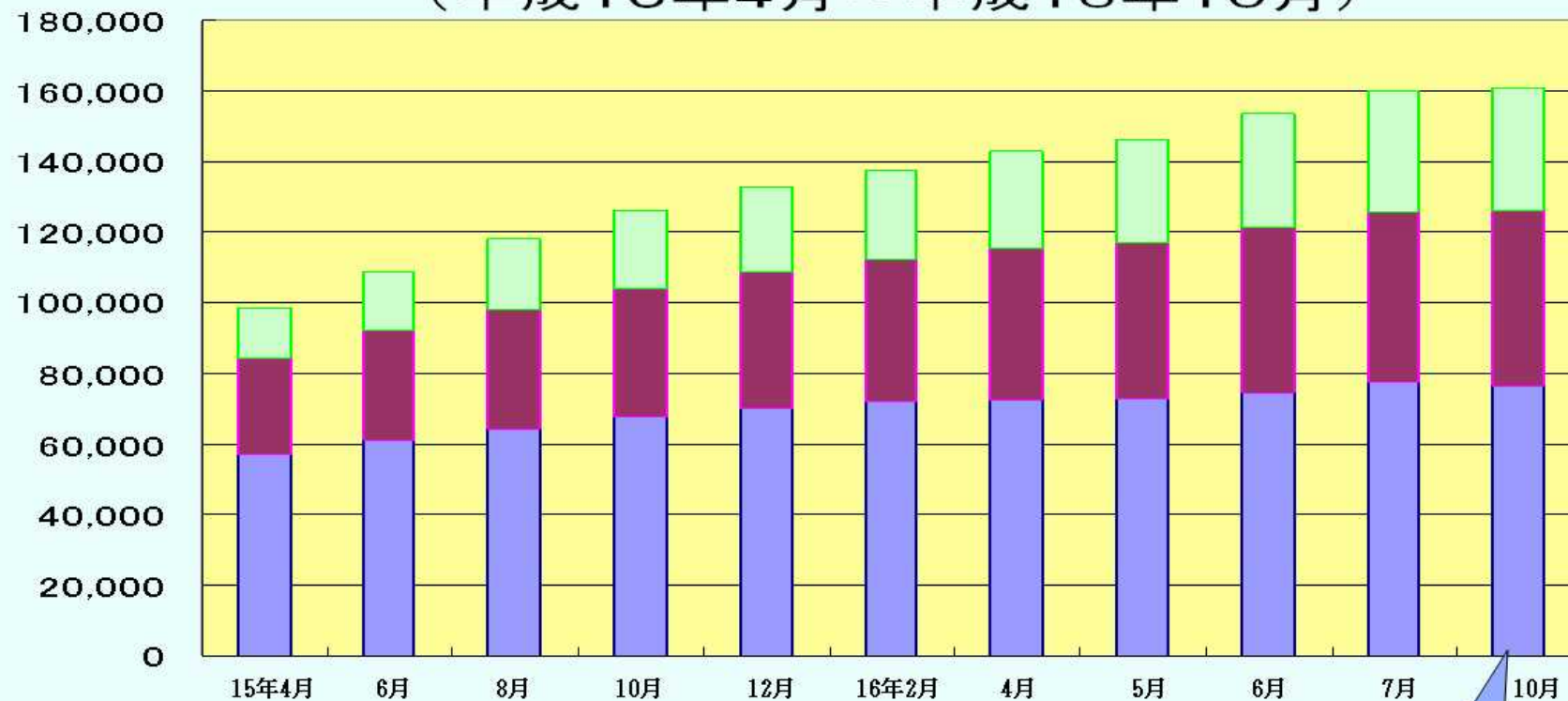
障害者自立支援法制定の 背景と全体像

今なぜ改革が必要なのか(1)

支援費制度施行後、利用者数は急増

ホームヘルプサービス支給決定者数の推移
(平成15年4月～平成16年10月)

単位:人



■ 身体障害者 ■ 知的障害者 ■ 児童

対象者は1年半で
1.6倍に

今なぜ改革が必要なのか(2)

障害種別間の格差は大きく、未実施市町村も多数

ホームヘルプサービス実施市町村数

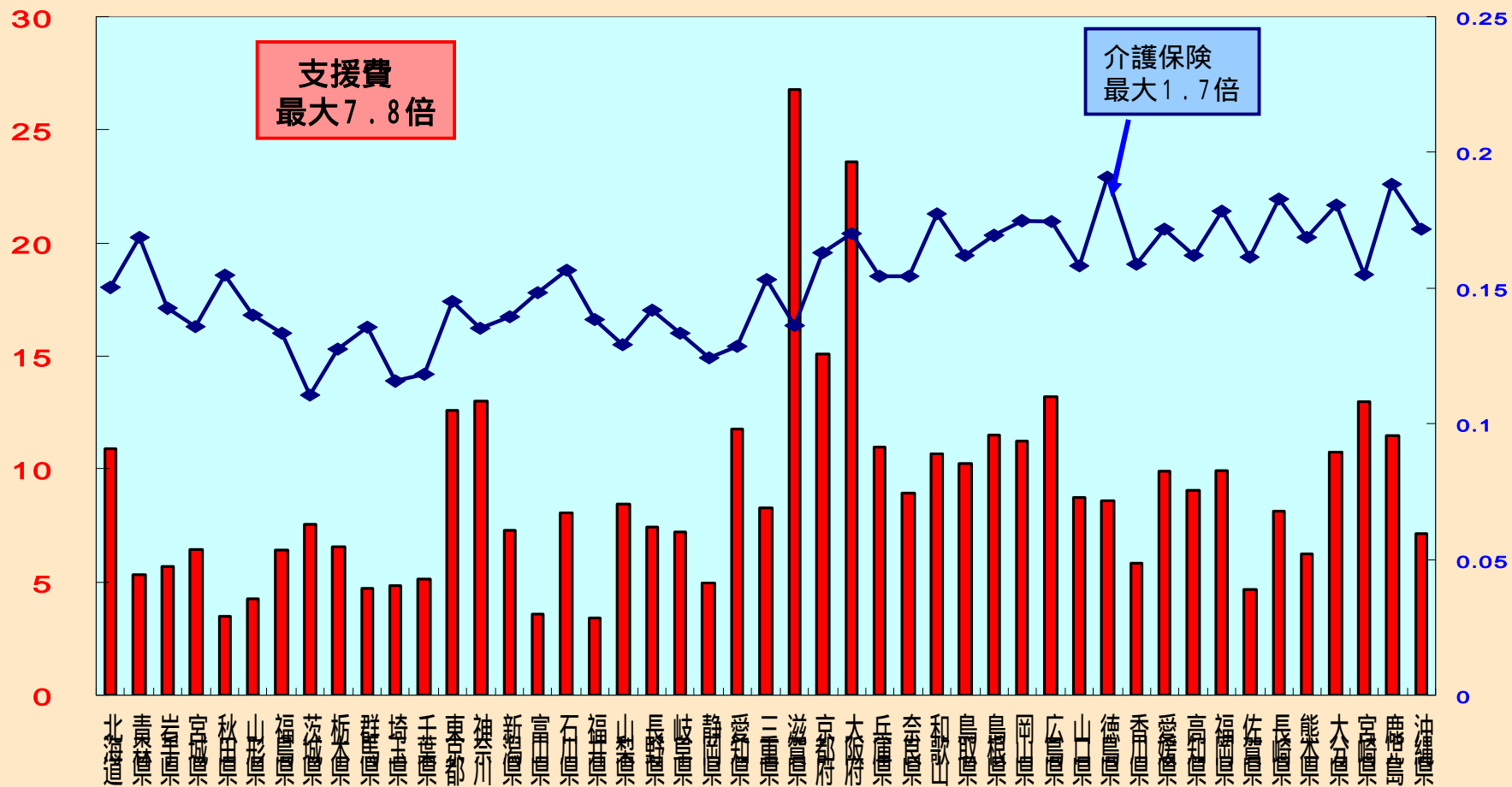
	14年3月	15年4月	16年3月
身体障害者 ホームヘルプ	2,283 (72%)	2,328 (73%)	2,447 (78%)
知的障害者 ホームヘルプ	986 (30%)	1,498 (47%)	1,780 (56%)
精神障害者 ホームヘルプ	—	1,231 (39%)	1,671 (53%)

精神障害者は
支援費制度の対象外

今なぜ改革が必要なのか(3)

サービス水準にも大きな地域間格差が存在

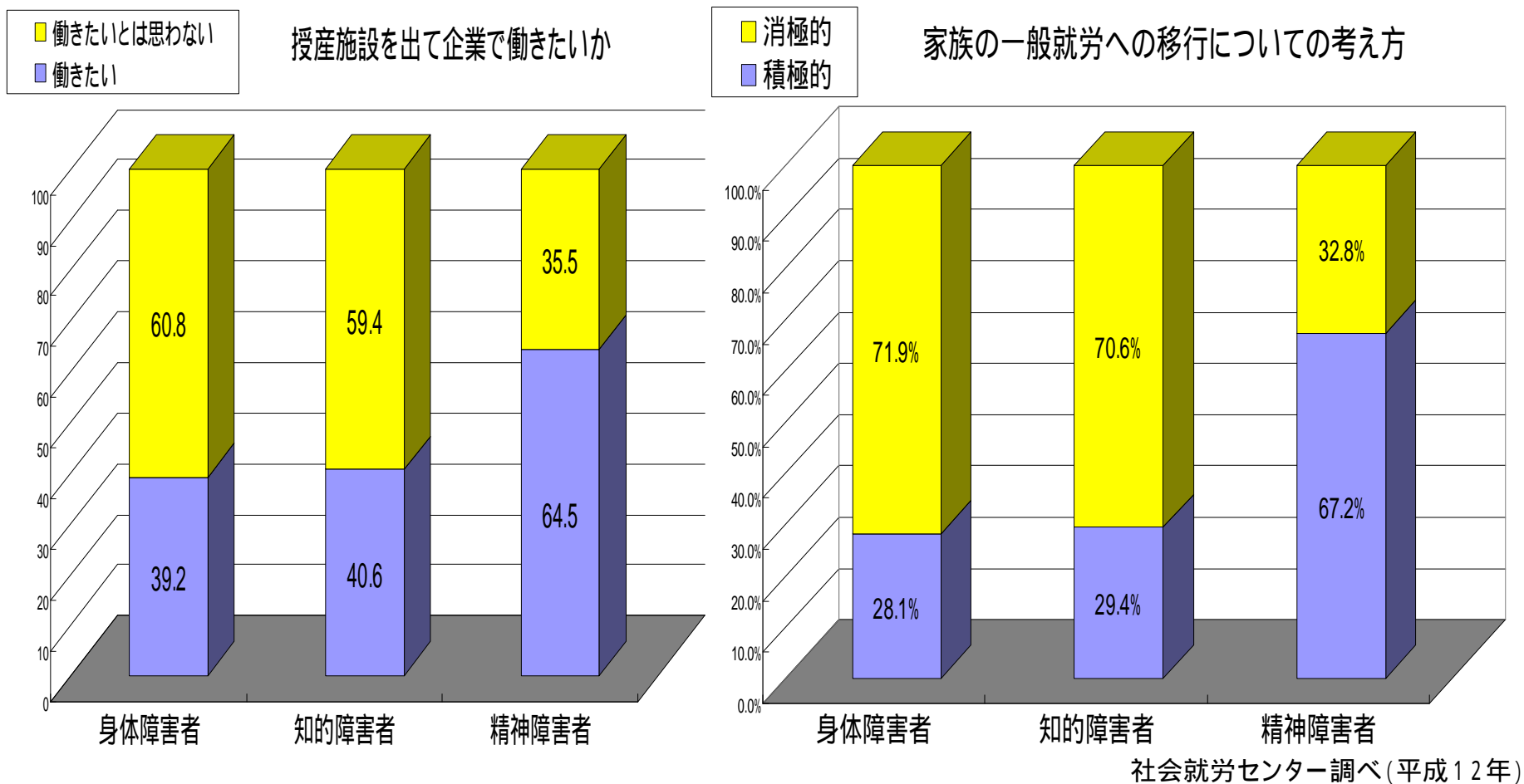
人口1万人対支給決定者数
(介護保険は65歳以上人口対要介護者数)



今なぜ改革が必要なのか(4)

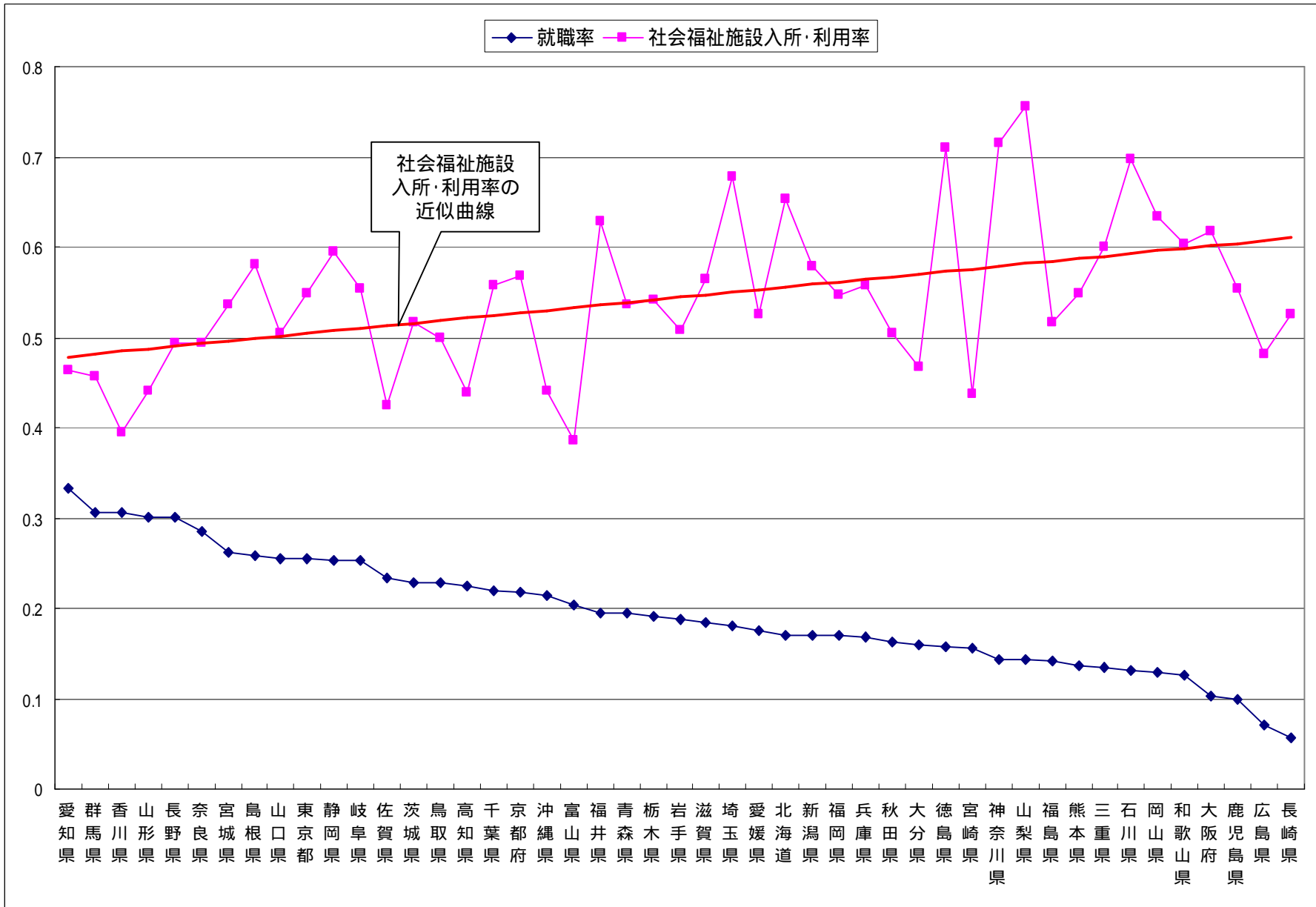
一般就労への本人と家族の希望等

養護学校の卒業者の半数以上(55%)が福祉施設へ



しかし実際に就職のために施設を出た人は年間1%程度

障害者の就職率と社会福祉施設利用率



養護学校卒業生の進路(平成14年度～16年度学校基本調査)

県	都道府県名	盲+聾+養護学校 高等部のみ 平成14年度～平成16年度の合計														
		卒業者数	平均卒業者数(3年間平均)	進学者	就職者	社会福祉施設等入所・通所者数	左記以外の者総数	左記以外の者実数	死亡・不詳の者	左記以外の者	進学率	就職率	社会福祉施設入所・利用率	左記以外の者の割合	死亡・不詳の者の割合	左記以外の者の割合
		A	A / 3年	B	C	D	E	F (= E - D)	G	H	F=B/A	G=C/A	H=D/A	F / A	G / A	I=E/A
1	北海道	2,057	686	140	351	1,342	1,564	222	2	224	6.81%	17.06%	65.24%	10.79%	0.10%	10.89%
2	青森県	540	180	29	105	290	406	116	0	116	5.37%	19.44%	53.70%	21.48%	0.00%	21.48%
3	岩手県	516	172	68	97	262	351	89	0	89	13.18%	18.80%	50.78%	17.25%	0.00%	17.25%
4	宮城県	803	268	101	211	431	488	57	3	60	12.58%	26.28%	53.67%	7.10%	0.37%	7.47%
5	秋田県	380	127	33	62	192	285	93	0	93	8.68%	16.32%	50.53%	24.47%	0.00%	24.47%
6	山形県	286	95	19	86	126	181	55	0	55	6.64%	30.07%	44.06%	19.23%	0.00%	19.23%
7	福島県	577	192	49	82	298	445	147	1	148	8.49%	14.21%	51.65%	25.48%	0.17%	25.65%
8	茨城県	935	312	36	214	483	684	201	1	202	3.85%	22.89%	51.66%	21.50%	0.11%	21.60%
9	栃木県	544	181	15	104	295	425	130	0	130	2.76%	19.12%	54.23%	23.90%	0.00%	23.90%
10	群馬県	642	214	56	197	293	389	96	0	96	8.72%	30.69%	45.64%	14.95%	0.00%	14.95%
11	埼玉県	1,636	545	89	296	1,110	1,245	135	6	141	5.44%	18.09%	67.85%	8.25%	0.37%	8.62%
12	千葉県	1,621	540	159	357	903	1,104	201	1	202	9.81%	22.02%	55.71%	12.40%	0.06%	12.46%
13	東京都	3,113	1,038	336	794	1,709	1,978	269	5	274	10.79%	25.51%	54.90%	8.64%	0.16%	8.80%
14	神奈川県	2,137	712	175	308	1,529	1,654	125	0	125	8.19%	14.41%	71.55%	5.85%	0.00%	5.85%
15	新潟県	658	219	58	112	381	488	107	0	107	8.81%	17.02%	57.90%	16.26%	0.00%	16.26%
16	富山県	355	118	32	72	137	251	114	0	114	9.01%	20.28%	38.59%	32.11%	0.00%	32.11%
17	石川県	311	104	22	41	217	248	31	0	31	7.07%	13.18%	69.77%	9.97%	0.00%	9.97%
18	福井県	272	91	16	53	171	203	32	0	32	5.88%	19.49%	62.87%	11.76%	0.00%	11.76%
19	山梨県	245	82	10	35	185	200	15	0	15	4.08%	14.29%	75.51%	6.12%	0.00%	6.12%
20	長野県	702	234	48	211	347	443	96	0	96	6.84%	30.06%	49.43%	13.68%	0.00%	13.68%
21	岐阜県	613	204	59	155	340	398	58	1	59	9.62%	25.29%	55.46%	9.46%	0.16%	9.62%
22	静岡県	953	318	79	242	566	632	66	0	66	8.29%	25.39%	59.39%	6.93%	0.00%	6.93%
23	愛知県	2,027	676	190	673	939	1,162	223	2	225	9.37%	33.20%	46.32%	11.00%	0.10%	11.10%
24	三重県	408	136	72	55	245	279	34	2	36	17.65%	13.48%	60.05%	8.33%	0.49%	8.82%
25	滋賀県	408	136	26	75	230	307	77	0	77	6.37%	18.38%	56.37%	18.87%	0.00%	18.87%
26	京都府	861	287	72	187	489	601	112	1	113	8.36%	21.72%	56.79%	13.01%	0.12%	13.12%
27	大阪府	2,340	780	259	242	1,445	1,835	390	4	394	11.07%	10.34%	61.75%	16.67%	0.17%	16.84%
28	兵庫県	1,561	520	98	262	869	1,199	330	2	332	6.28%	16.78%	55.67%	21.14%	0.13%	21.27%
29	奈良県	449	150	19	128	222	301	79	1	80	4.23%	28.51%	49.44%	17.59%	0.22%	17.82%
30	和歌山県	404	135	47	51	244	306	62	0	62	11.63%	12.62%	60.40%	15.35%	0.00%	15.35%
31	鳥取県	290	97	24	66	145	200	55	0	55	8.28%	22.76%	50.00%	18.97%	0.00%	18.97%
32	島根県	267	89	14	69	155	182	27	2	29	5.24%	25.84%	58.05%	10.11%	0.75%	10.86%
33	岡山県	487	162	24	63	309	400	91	0	91	4.93%	12.94%	63.45%	18.69%	0.00%	18.69%
34	広島県	593	198	32	42	286	519	233	0	233	5.40%	7.08%	48.23%	39.29%	0.00%	39.29%
35	山口県	513	171	26	131	259	354	95	2	97	5.07%	25.54%	50.49%	18.52%	0.39%	18.91%
36	徳島県	323	108	7	51	229	265	36	0	36	2.17%	15.79%	70.90%	11.15%	0.00%	11.15%
37	香川県	349	116	34	107	138	208	70	0	70	9.74%	30.66%	39.54%	20.06%	0.00%	20.06%
38	愛媛県	415	138	28	73	218	314	96	0	96	6.75%	17.59%	52.53%	23.13%	0.00%	23.13%
39	高知県	315	105	39	71	138	205	67	0	67	12.38%	22.54%	43.81%	21.27%	0.00%	21.27%
40	福岡県	1,386	462	98	235	759	1,049	290	4	294	7.07%	16.96%	54.76%	20.92%	0.29%	21.21%
41	佐賀県	219	73	10	51	93	158	65	0	65	4.57%	23.29%	42.47%	29.68%	0.00%	29.68%
42	長崎県	419	140	74	24	220	321	101	0	101	17.66%	5.73%	52.51%	24.11%	0.00%	24.11%
43	熊本県	505	168	47	69	277	389	112	0	112	9.31%	13.66%	54.85%	22.18%	0.00%	22.18%
44	大分県	321	107	17	51	150	253	103	0	103	5.30%	15.89%	46.73%	32.09%	0.00%	32.09%
45	宮崎県	385	128	53	60	168	272	104	0	104	13.77%	15.58%	43.64%	27.01%	0.00%	27.01%
46	鹿児島県	568	189	43	56	315	469	154	0	154	7.57%	9.86%	55.46%	27.11%	0.00%	27.11%
47	沖縄県	582	194	22	125	257	420	163	15	178	3.78%	21.48%	44.16%	28.01%	2.58%	30.58%
合 計		36,291	12,097	3,004	7,202	20,406	26,030	5,624	55	5,679	8.28%	19.85%	56.23%	15.50%	0.15%	15.65%

障害者自立支援法のポイント

法律による改革

障害者施策を3障害一元化

現状

- ・3障害(身体、知的、精神)ばらばらの制度体系(精神障害者は支援費制度の対象外)
- ・実施主体は都道府県、市町村に二分化

3障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象に市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ

利用者本位のサービス体系に再編

現状

- ・障害種別ごとに複雑な施設・事業体系
- ・入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態とが乖離

33種類に分かれた施設体系を6つの事業に再編。あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や重度の障害者を対象としたサービスを創設
規制緩和を進め既存の社会資源を活用

就労支援の抜本的強化

現状

- ・養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所
- ・就労を理由とする施設退所者はわずか1%

新たな就労支援事業を創設
雇用施策との連携を強化

支給決定の透明化、明確化

現状

- ・全国共通の利用ルール(支援の必要度を判定する客観的基準)がない
- ・支給決定のプロセスが不透明

支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)を導入
審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化

安定的な財源の確保

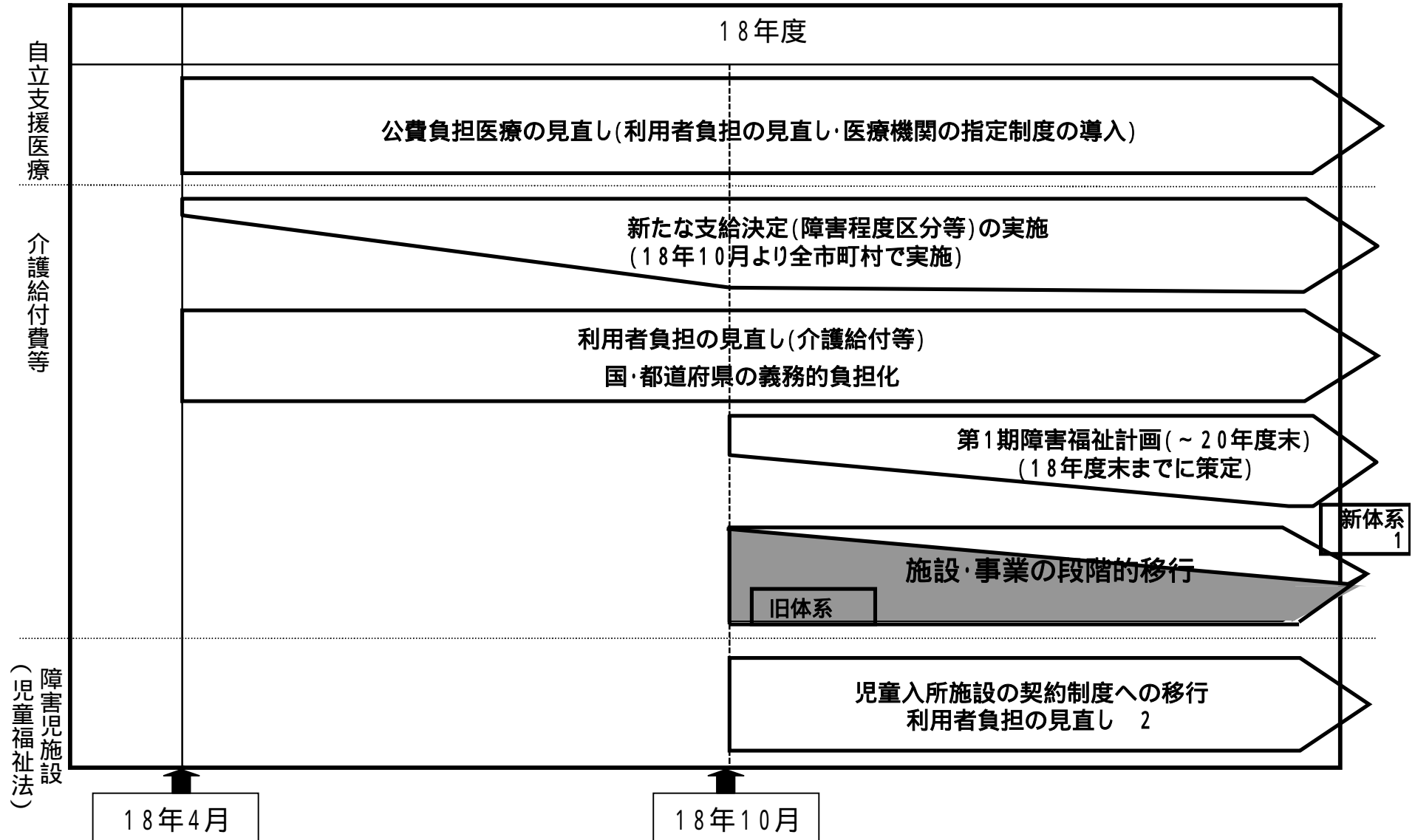
現状

- ・新規利用者は急増する見込み
- ・不確実な国の費用負担の仕組み

国の費用負担の責任を強化(費用の1/2を負担)
利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに

障害者が地域で暮らせる社会に
自立と共生の社会を実現

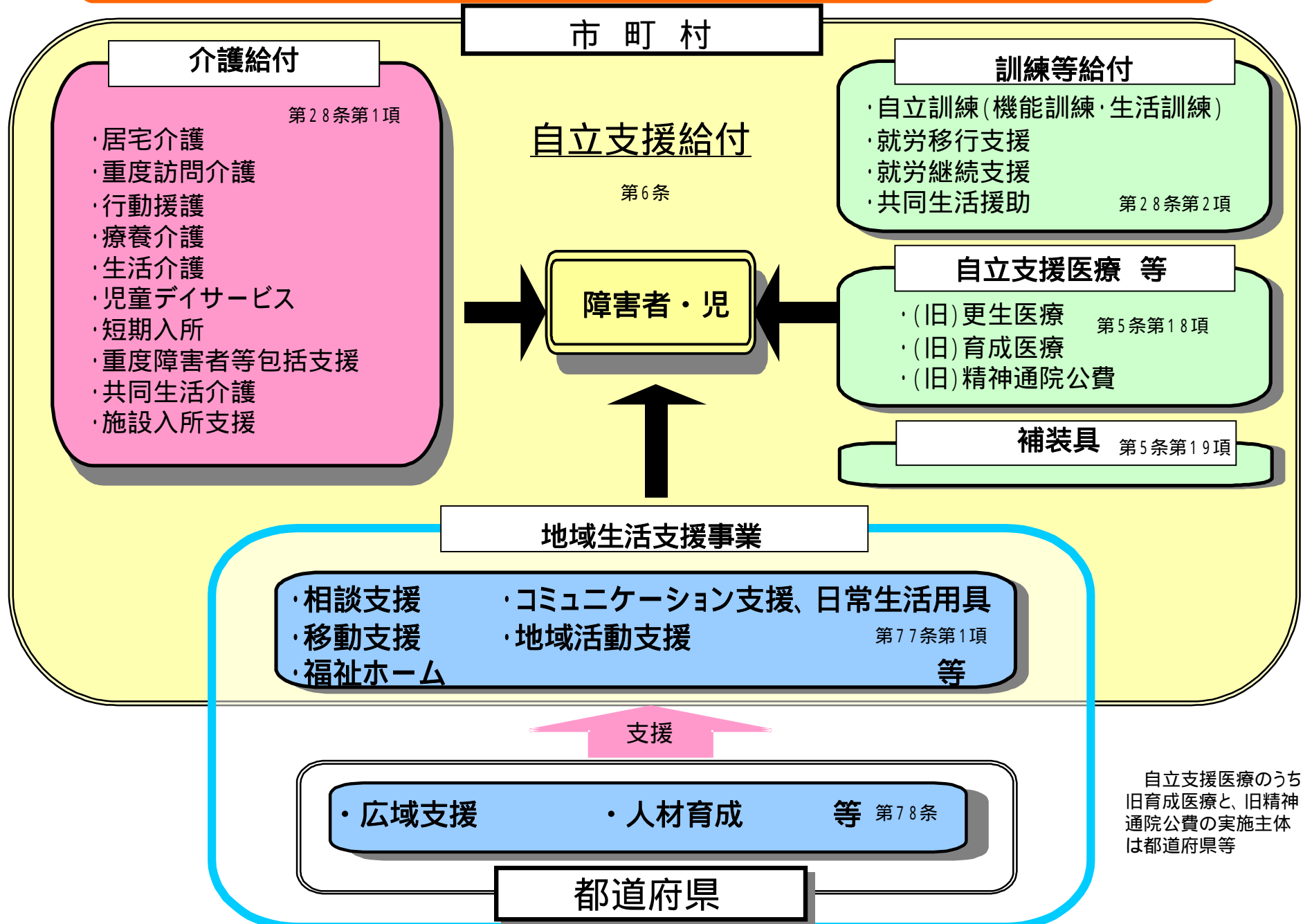
障害者自立支援法の施行スケジュール



1 施行後概ね5年間(平成24年3月末までの政令で定める日までの間)で移行。

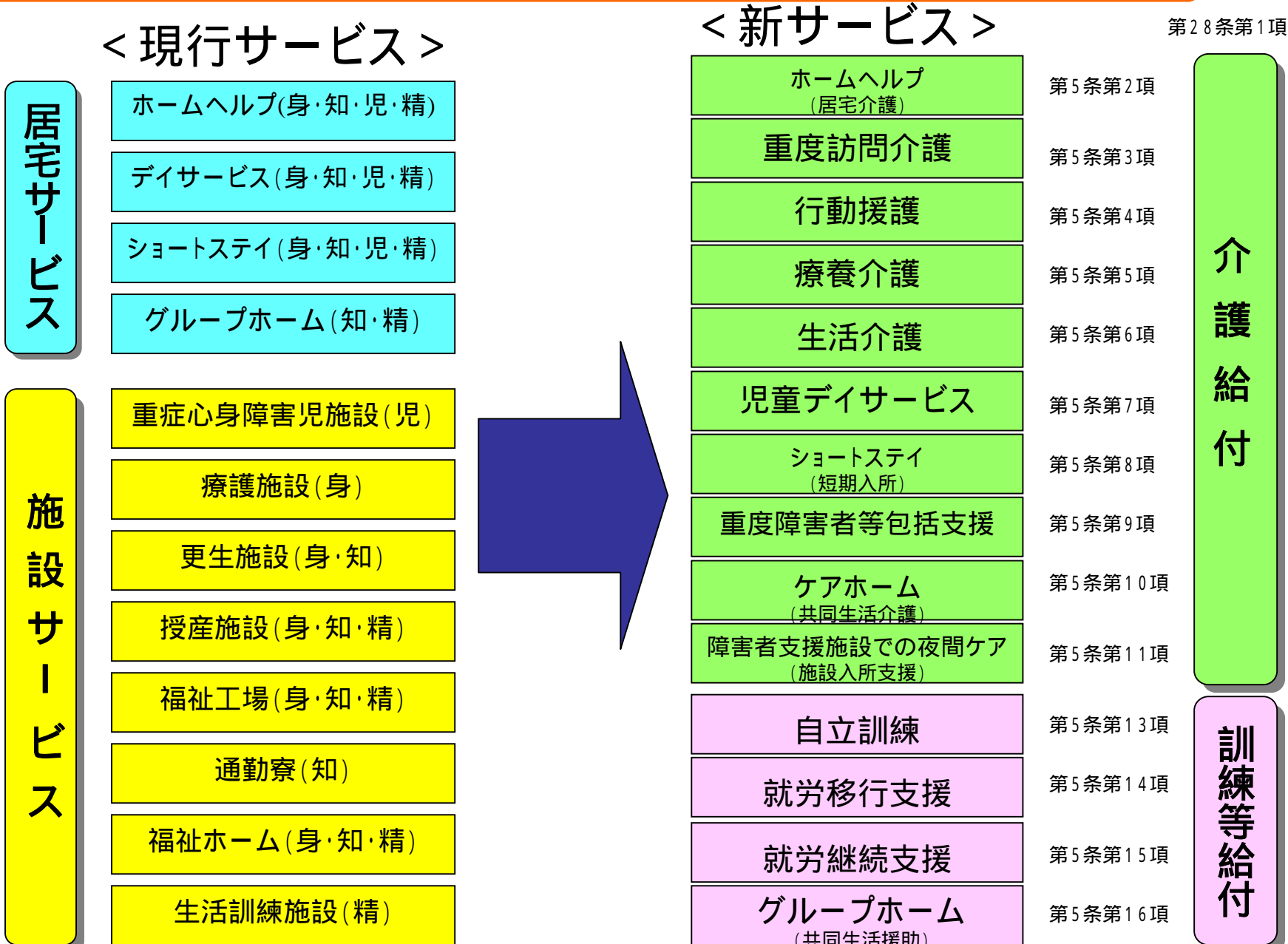
2 児童入所施設の利用事務の市町村移譲及び施設再編については、概ね5年後の施行を目途に3年以内に結論を得る。

総合的な自立支援システムの構築



自立支援医療のうち旧育成医療と、旧精神通院公費の実施主体は都道府県等

福祉サービスに係る自立支援給付の体系

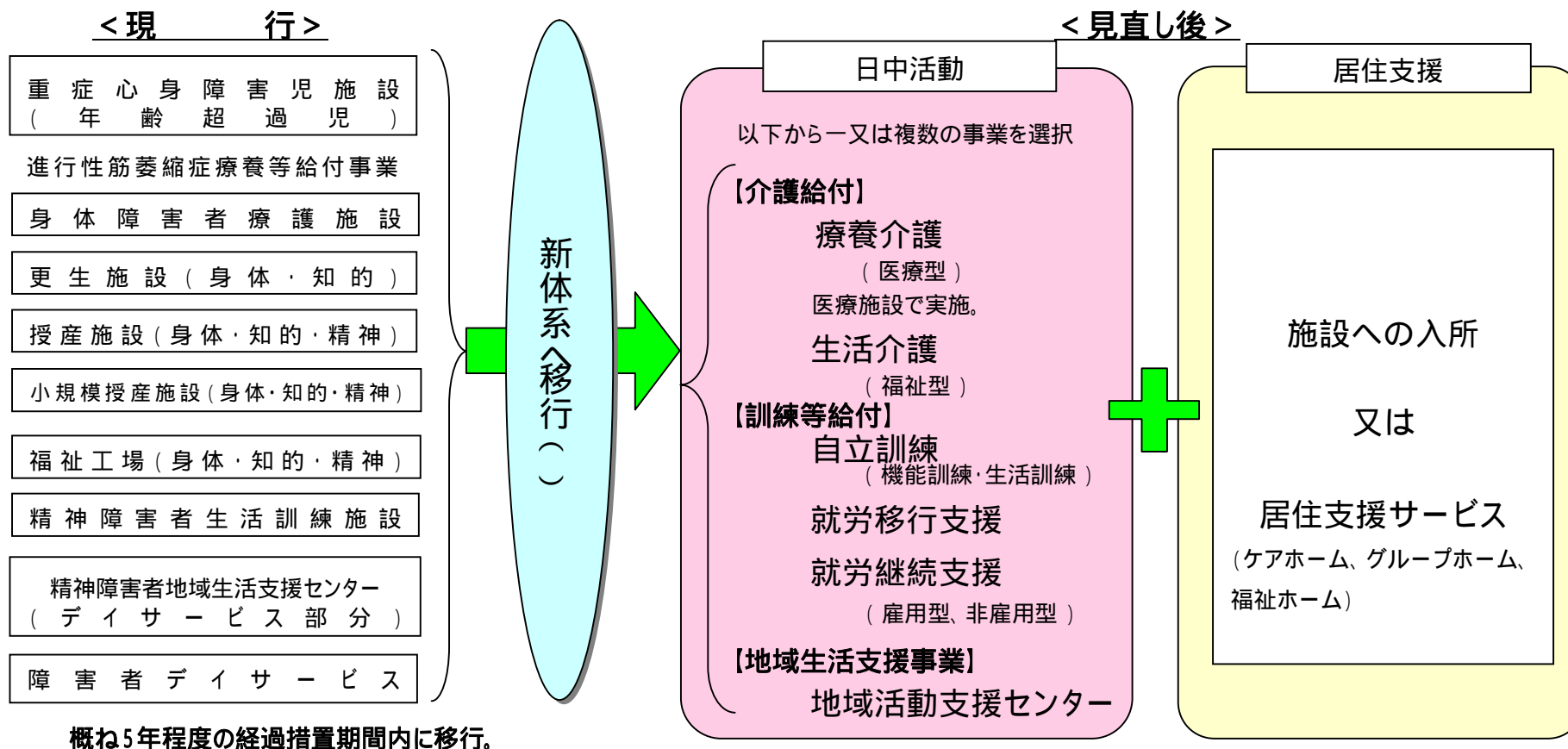


この他、地域生活支援事業として移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム等を制度化 第28条第2項

施設・事業体系の見直し

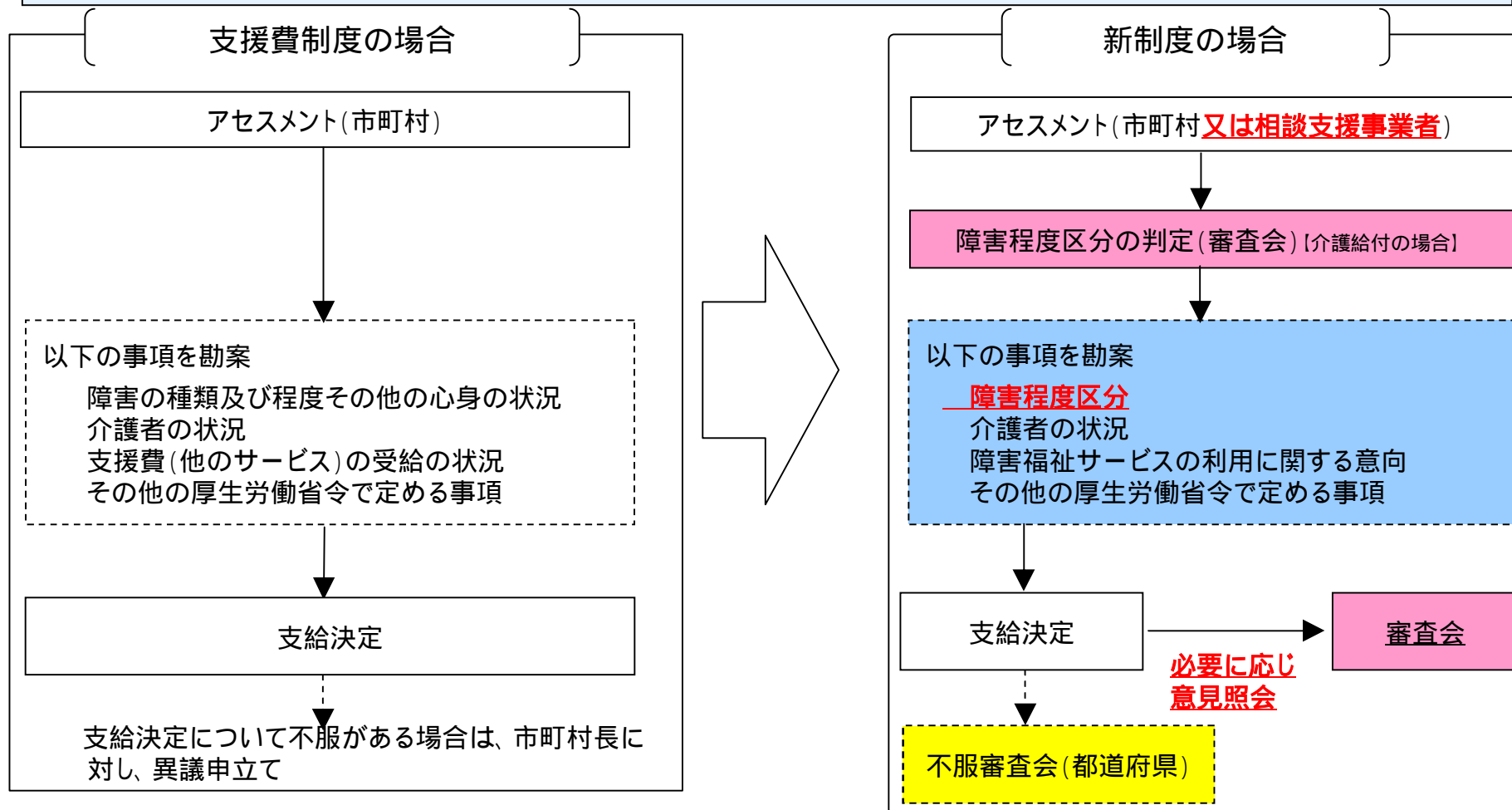
障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、障害種別ごとに分立した33種類の既存施設・事業体系を、6つの日中活動に再編。

- ・ 「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題に対応するため、新しい事業を制度化。
- ・ 24時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへ（日中活動の場と生活の場の分離。）。
- ・ 入所期間の長期化など、本来の施設機能と利用者の実態の乖離を解消。このため、1人1人の利用者に対し、身近なところで効果的・効率的にサービスを提供できる仕組みを構築。

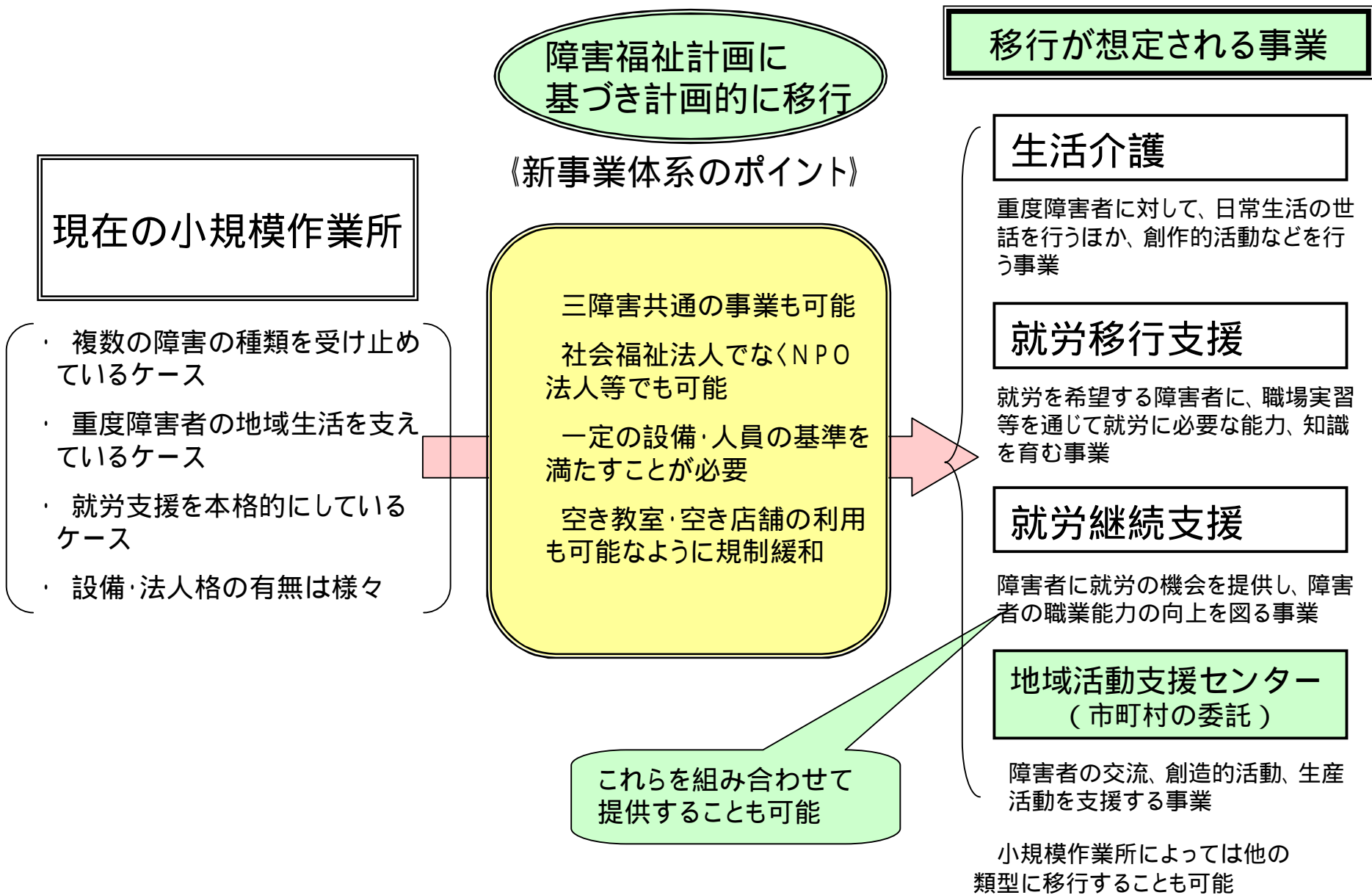


障害福祉サービスの支給決定・サービス利用のプロセスはこうなります。

障害者のニーズに即して、支援を効果的に実施するための仕組み(ケアマネジメント)を制度化。福祉サービスの個別給付については、支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)を開発。介護給付に係る障害程度区分の二次判定のため**審査会を設置**。サービスの長時間利用のケース等については、市町村は、住民に対する説明責任が果たせるよう、審査会に意見を求めることができるようにする。



小規模作業所と新事業体系



地域活動支援センター事業の概要について

(地域生活支援事業に位置づけ)

【概要】

障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等地域の実情に応じ、市町村がその創意工夫により柔軟に事業を実施。

【事業の具体的内容】

(この内容は、国として想定する事業内容であり、最終的な判断は実施主体が行うものである)

「基礎的事業」として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施。
に加え、事業の機能を強化するために下記の事業を実施する場合、その内容に応じ 型～ 型までの類型を設定。

- a 型：相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施。
- b 型：機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施。
- c 型：運営年数及び実利用人員が一定数以上の小規模作業所の支援を充実。
(このほか、 型には個別給付事業所に併設するタイプの施設を想定。)

【補助額、補助方法について】

基礎的事業の補助

地方交付税による、小規模作業所に対する自治体補助事業の一部を財源とする。

型～ 型の補助

に加え、「地域活動支援センター機能強化事業費」として国庫補助を実施。

(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4以内)

(国庫補助加算標準額(満年度ベース(案))... 型600万円、 型300万円、 型150万円)

地域活動支援センターの各事業内容について(例)

地域活動支援センター事業は、地域生活支援事業として位置づけられたものであることから、実際の地方交付税や国庫補助の要件、補助額については、実施主体である市町村が、地域の実情に応じて設定するものであり、本表の数字や要件は、市町村における実施の目安として示しているものである。

<p>型（国庫補助加算標準額600万円）</p> <p>[型としての国庫補助対象事業]</p> <p>事業内容 専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発</p> <p>職員配置 自治体の単独補助による事業の職員の他、1名以上を配置し、2名以上を常勤とする</p> <p>利用定員 実利用人員概ね20名以上</p> <p>国庫補助加算標準額(案) 地方交付税による自治体補助に加え、600万円を追加補助</p> <p>委託相談支援事業をあわせて実施することを必須条件とする(本補助の報酬対象外)</p>	<p>型（国庫補助加算標準額300万円）</p> <p>[型としての国庫補助対象事業]</p> <p>事業内容 地域において就労が困難な在宅障害者を通所させ、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行うことにより、自立と生きがいを高める</p> <p>職員配置 自治体の単独補助による事業の職員の他、常勤1名以上を配置</p> <p>利用定員 実利用人員概ね15名以上</p> <p>国庫補助加算標準額(案) 地方交付税による自治体補助に加え、300万円を追加補助</p> <p>個別給付事業へ移行するための加算制度(200万円/年、2年を限度)を用意</p>	<p>型（国庫補助加算標準額150万円）</p> <p>[型としての国庫補助対象事業]</p> <p>対象施設 小規模作業所としての運営実績概ね5年以上</p> <p>職員配置 自治体の単独補助による事業の職員1名以上を常勤とする</p> <p>利用定員 実利用人員概ね10名以上</p> <p>国庫補助加算標準額(案) 地方交付税による自治体補助に加え、150万円を追加補助</p> <p>平成18年度に限り、実利用人員が5人以上10人未満の小規模作業所において、実利用人員の増加等地域活動支援センターへの移行計画を策定した場合、型を認める経過措置を設ける</p>	
<p>地方交付税による自治体補助事業</p> <p>補助額 600万円(平成17年4月障害福祉課調査による自治体補助の実績平均額)</p> <p>事業内容 創作的活動、生産活動、社会との交流の促進 等</p> <p>職員配置 2名以上とし、うち1名は専従とする</p> <p>利用定員等 特に規定なし</p>			<p>国庫補助の無い小規模作業所に対する自治体補助事業</p>

小規模作業所等から地域活動支援センター等への移行について

小規模作業所

法定外の無認可施設

2,255カ所に総額25億円の
予算補助 (平成17年度予算)

地域活動支援センター

障害者自立支援法に基づく法定施設
第二種社会福祉事業

約4,200カ所に地域生活支援事業
200億円(半年分)の中で法律補助
(平成18年度予算案)

* 地方自治体の小規模作業所への助成
の財源となる地方交付税措置については、
引き続き、所要額の確保を総務省に要請。

平成18年10月から、小規模作業所は、地域活動支援センター以外にも、
就労訓練等の新体系サービスに移行し、事業実施に応じた報酬を得ることも可能に。

小規模作業所からの新体系への移行準備
経費4億円 (平成17年度予算)

既存施設等が就労訓練設備等を整備するた
めの経費総額20億円。 (平成18年度予算案)

就労移行支援事業

【利用者像】

一般就労等を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や企業等とのマッチングを図ることにより、就労等の見込まれる者

次に掲げる者であって、一定期間にわたる計画的なプログラムに基づき、就労に必要な知識及び能力の向上、企業等とのマッチング等を図ることにより、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる者（65歳未満の者に限る）
企業等への就労を希望する者
技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者

（具体的な利用者のイメージ）

- ・ 養護学校を卒業したが、就労に必要な体力や準備が不足しているため、これらを身につけたい
- ・ 就労していたが、体力や職場の適性などの理由で離職した。再度、訓練を受けて、適性に合った職場で働きたい
- ・ 施設を退所し、就労したいが、必要な体力や職業能力等が不足しているため、これらを身につけたい

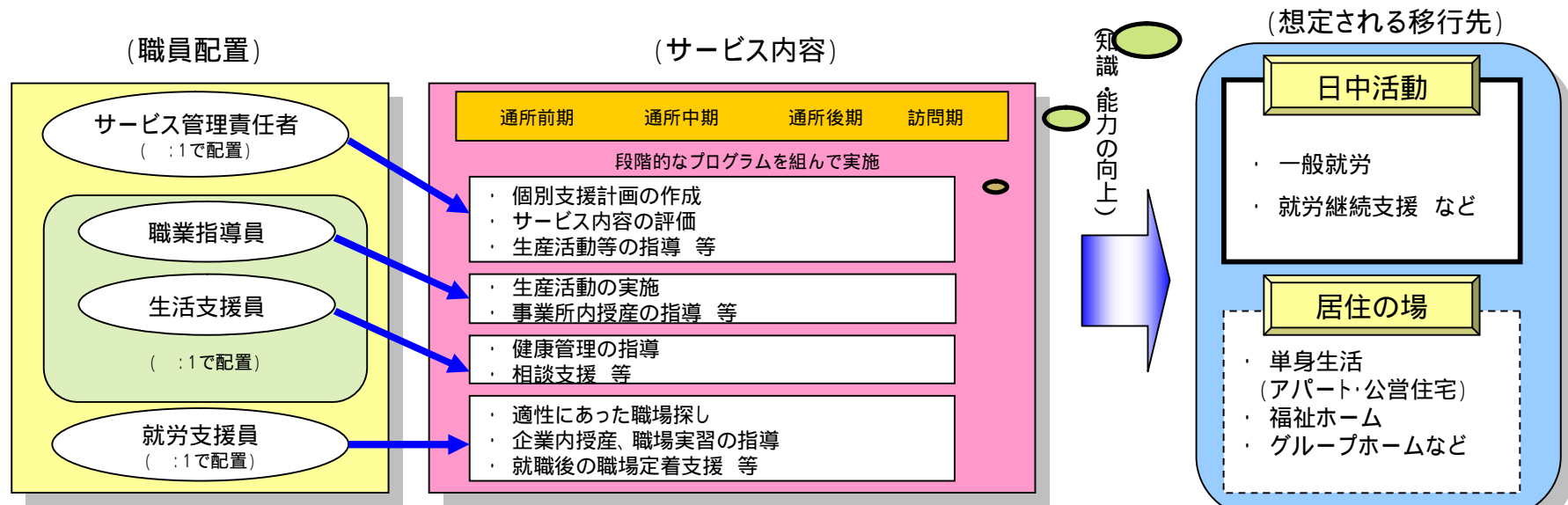
【サービス内容】

事業所内や企業において、作業や実習を実施。

適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援を実施。

これらを通じて、一般就労に必要な知識・能力を養い、適性に合った職場に就労・定着を図る。

就労移行支援事業の利用により、就労し、職場に定着している者が多数いる場合、その成果に着目した報酬上の評価を検討。



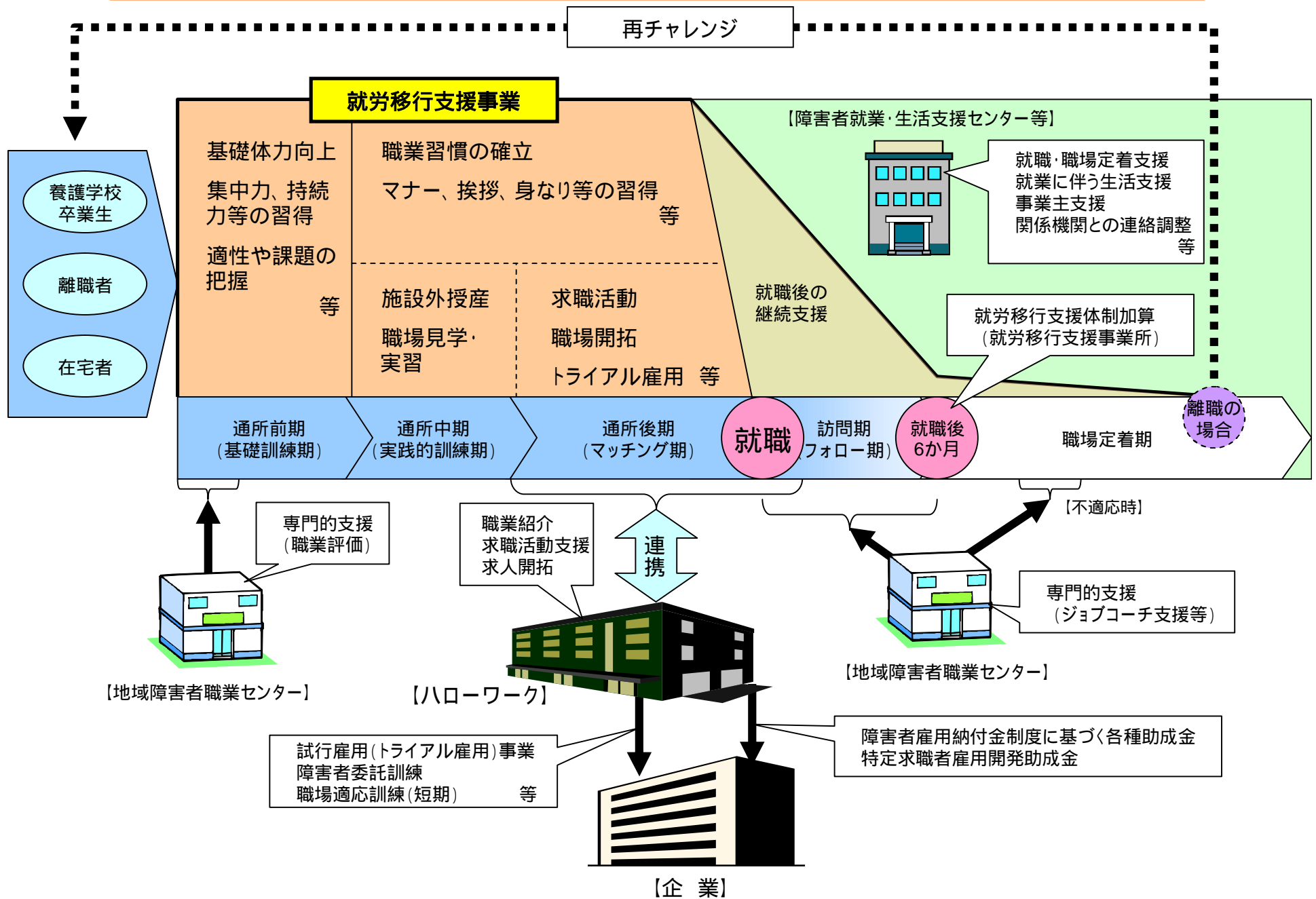
- 1 通所によるサービスを提供、必要に応じ施設入所を付加。
- 2 利用期間を限定(原則1回限り、更新可)。

就労移行支援事業の標準的な支援内容

	通所前期 (基礎訓練期)	通所中期 (実践的訓練期)	通所後期 (マッチング期)	訪問期 (フォロー期)
期 間	6ヶ月間	6ヶ月間	12ヶ月	-
基礎的体力、理解力、作業能率等の向上	基礎体力をつける 製造、事務等における一般知識の習得 整理整頓	長所、特技をのばす		・就職後の継続支援(就職後支援)
持続力、集中力等の労働習慣と意欲の向上	集中力や持続力、協調性を身につける	終業習慣の確立、作業時等の不測な事態への対応力向上		
職場における協調性の向上	対人関係を築く	職場での技能、マナー、挨拶、言葉遣い、身なり等の習得		
職場規律、社会規律の遵守	仕事の責任の理解	遅刻、欠勤に対する指導 品質、納期の理解		
職場への定着	適性や課題の把握	報告、連絡、相談対応力の向上 職場見学、職場体験実習 施設外(企業内)授産	トライアル雇用 適性に合った職場探し (求職活動)	
その他	健康管理	金銭の使用、管理等	面接技法の習得	

地域の社会資源の状況から通所することが困難であるなど、一定の条件に該当する場合、施設入所も可能。

就労移行支援事業と労働施策の連携



就労継続支援事業(雇用型)

【利用者像】

就労移行支援事業等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない者等であって、就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な者

次に掲げる者であって、就労の機会を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上を図ることにより、当該事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる者(利用開始時、65歳未満の者に限る)

- 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- 盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者

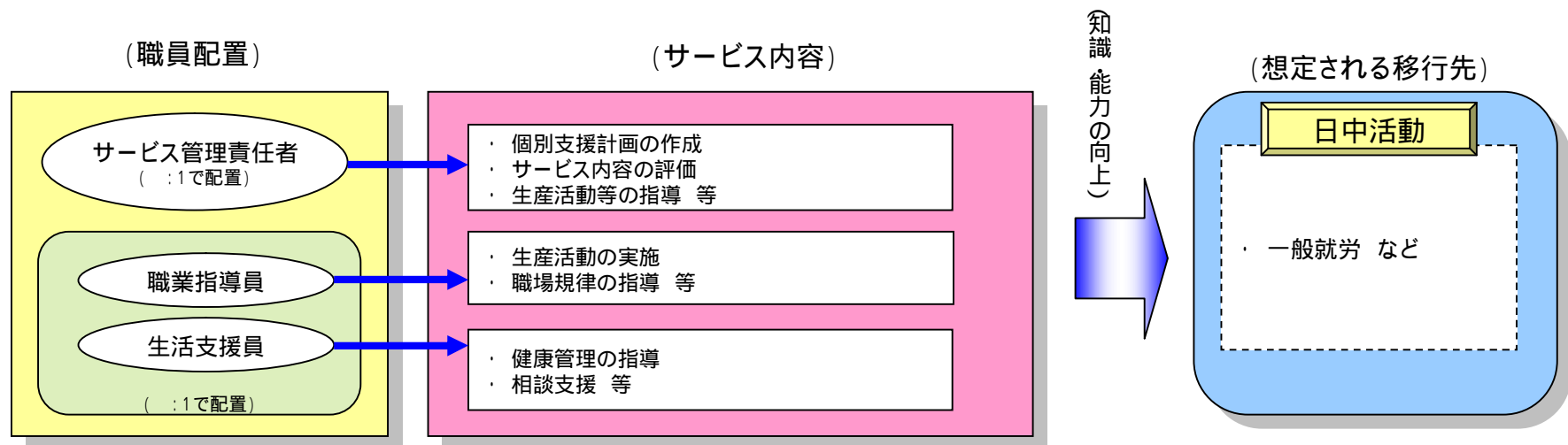
(具体的な利用者のイメージ)

- ・ 養護学校を卒業して就労を希望するが、一般就労するには必要な体力や職業能力が不足している
- ・ 一般就労していたが、体力や能力などの理由で離職した。再度、就労の機会を通して、能力等を高めたい
- ・ 施設を退所して就労を希望するが、一般就労するには必要な体力や職業能力が不足している

【サービス内容】

事業所内において、雇用契約に基づいて就労の機会を提供。

これらを通じて、一般就労に必要な知識・能力が高まった者は、一般就労への移行に向けて支援。



- 1 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供。
- 2 利用期間の制限なし(利用者の状態に応じて、一般就労等への移行を支援)。

就労継続支援事業(雇用型)の標準的な支援内容

達成目標	主な支援内容
基礎的体力、理解力、作業能力等の向上	基礎体力をつける 製造・事務等における一般知識 長所・特技を伸ばす
持続力、集中力等の労働習慣と意欲の向上	集中力や持続力、協調性を身につける 就業習慣確立、作業時等の不測の事態に対する対応
職場における協調性の向上	職場での技能、マナーの習得・対人関係を築く
職場規律 社会規律の遵守	決めたこと、決められたことを守る 仕事の責任の理解 遅刻・欠勤に対する指導 品質、納期の理解
職場への定着	適正や課題の把握 就労に向けての心構え、意欲の向上・問題点の克服 労働安全衛生対応力(報告、連絡、相談)の向上
雇用関係への移行	就労能力等が高まった者について雇用関係への移行に向けて支援
その他	健康管理面の管理、身辺管理等・就業習慣確立、作業時等の不測の事態に対する対応 各種福祉サービスの把握 金銭の使用、管理等

就労継続支援事業(非雇用型)

【利用者像】

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者

次に掲げる者であって、就労等の機会を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上・維持が期待される者
企業等や就労継続支援事業(雇用型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続事業(雇用型)の雇用に結びつかなかった者
、に該当しない者であって、50歳に達している者、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業(雇用型)の利用が困難と判断された者

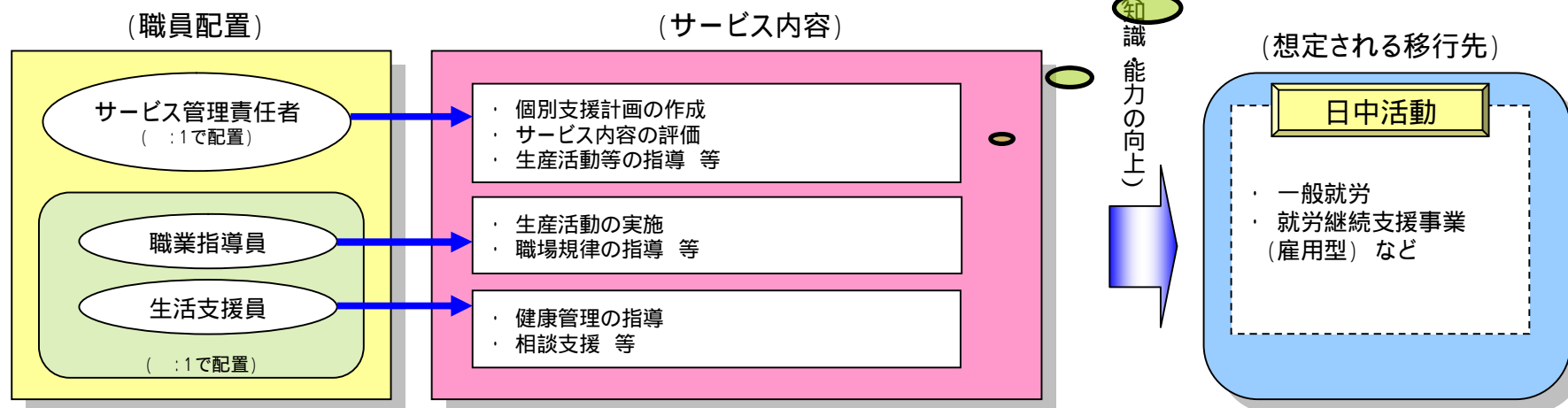
(具体的な利用者のイメージ)

- ・ 就労移行支援事業を利用したが、必要な体力や職業能力の不足等により、就労に結びつかなかった
- ・ 一般就労していて、年齢や体力などの理由で離職したが、生産活動を続けたい
- ・ 施設を退所するが、50歳に達しており就労は困難

【サービス内容】

事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)。
工賃の支払い目標水準を設定し、額のアップを図る。
これらを通じて、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けて支援。

工賃の支払い目標水準を設定し、報告、公表、報酬への反映等の仕組みを検討。



- 1 通所により、就労の機会や生産活動の機会を提供。
- 2 利用期間の制限なし(利用者の状態に応じて、一般就労等への移行を支援)。

就労継続支援事業(非雇用型)の標準的な支援内容

達成目標	主な支援内容
基礎的体力、理解力、作業能力等の向上	基礎体力をつける 製造・事務等における一般知識 長所・特技を伸ばす
持続力、集中力等の労働習慣と意欲の向上	集中力や持続力、協調性を身につける 就業習慣確立、作業時等の不測の事態に対する対応
職場における協調性の向上	職場での技能、マナーの習得・対人関係を築く
職場規律 社会規律の遵守	決めたこと、決められたことを守る 仕事の責任の理解 遅刻・欠勤に対する指導 品質、納期の理解
職場への定着	適正や課題の把握 就労に向けての心構え、意欲の向上・問題点の克服 労働安全衛生対応力(報告、連絡、相談)の向上
雇用関係への移行	就労能力等が高まった者について雇用関係への移行に向けて支援
その他	健康管理面の管理、身辺管理等・就業習慣確立、作業時等の不測の事態に対する対応 各種福祉サービスの把握 金銭の使用、管理等

グループホーム(共同生活援助)・ケアホーム(共同生活介護)

【利用者像】

日中、就労又は就労継続支援等のサービスを利用している知的障害者・精神障害者であって、地域生活を営む上で、一定の日常生活上の支援を必要とする者

(グループホーム)

就労し又は就労継続支援等の日中活動を利用している次に掲げる知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な者

(ケアホーム)

生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする者

・ 障害程度区分が区分2(要介護1程度)以上である者

(具体的な利用者のイメージ)

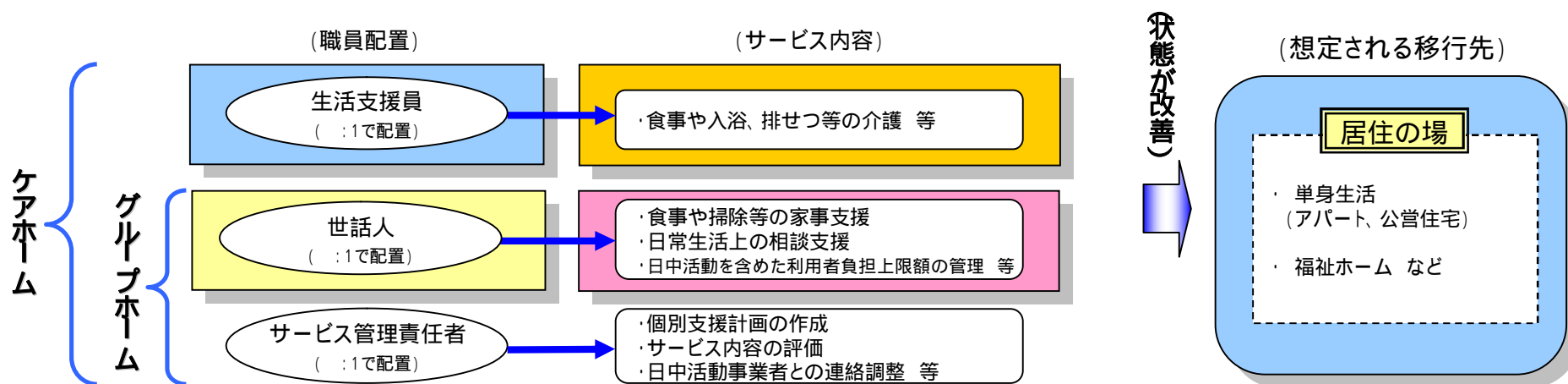
- ・ 単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら、地域の中で暮らしたい
- ・ 一定の介護が必要であるが、施設ではなく、地域の中で暮らしたい
- ・ 施設を退所して、地域生活へ移行したいが、いきなりの単身生活には不安がある

【サービス内容】

グループホーム(共同生活援助)については、家事等の日常生活上の支援を提供。

ケアホーム(共同生活介護)については、食事や入浴、排せつ等の介護を併せて提供。

また、日常生活上の相談支援や日中活動の利用を支援するため、就労移行支援事業所等の関係機関との連絡調整を実施。



1 利用期間の制限はなし(利用者の意向や状態に応じ、単身生活等への移行を支援)。

2 介護サービスについては、ケアホーム事業者の負担により、ホームヘルプ事業者への委託による提供が可能。

グループホーム(共同生活援助)・ケアホーム(共同生活介護)の標準的な支援内容

共同生活援助(グループホーム)

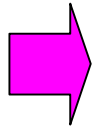
	主な支援内容
日常生活の質の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の援助 ・ 掃除、洗濯、買い物、脱着衣等の日常生活関連動作の支援 ・ 健康管理、服薬管理、金銭管理の援助 ・ 緊急時の応急対策
相談援助、日常生活指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活のルール、適切な人間関係に関する支援 ・ 相談、日常生活指導、会話などを通じたコミュニケーション支援 ・ 余暇活動の支援
日中活動のアレンジ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日中活動に係る就労先企業やサービス事業所との連絡調整（事業所間での連携により、利用者の意向や健康状態等を、サービス内容に反映） ・ 日中活動を含めた利用者負担上限額の管理

共同生活介護(ケアホーム)

	主な支援内容
日常生活能力の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の介護 ・ 掃除、洗濯、買い物、脱着衣等の日常生活関連動作の介護 ・ 移乗支援（ベッドから車椅子等）、排泄支援、入浴支援 等 ・ 健康管理、服薬管理、金銭管理の援助 ・ 本人の安心と安定の確保（主として行動障害） ・ 緊急時の応急対策
相談援助、日常生活指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活のルール、適切な人間関係に関する支援 ・ 相談、日常生活指導、会話などを通じたコミュニケーション支援 ・ 余暇活動の支援
日中活動のアレンジ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日中活動に係るサービス事業所との連絡調整（事業所間での連携により、利用者の意向や健康状態を、サービス内容に反映） ・ 日中活動を含めた利用者負担上限額の管理

障害種別の取り扱いについて

障害種別にかかわらず、必ず利用者を受入れなくてはならないのか。



障害者自立支援法においては、障害種別にかかわらず、施設体系を一元化し、全ての障害者の受入れが可能になる。

サービス提供の場面では、障害特性に応じた専門性に、十分配慮する必要がある。

事業者においては、障害種別にかかわらず、利用者を受け入れることが基本。

しかしながら、サービスの専門性を確保するため、特に必要がある場合においては、あらかじめ、事業者ごとに、障害種別により、「主たる対象者」を定めることができることとし、この範囲に該当する者から利用申込があった場合には、応諾義務を課すこととする。

【具体的な取扱いのイメージ】

事業者は、運営規程において、「主たる対象者」を定めることを可能とする。

「主たる対象者」の範囲については、障害種別による特定に限り認める。
(身体障害のうち、肢体不自由、視覚障害、言語聴覚障害、内部障害を特定する場合を含む。)

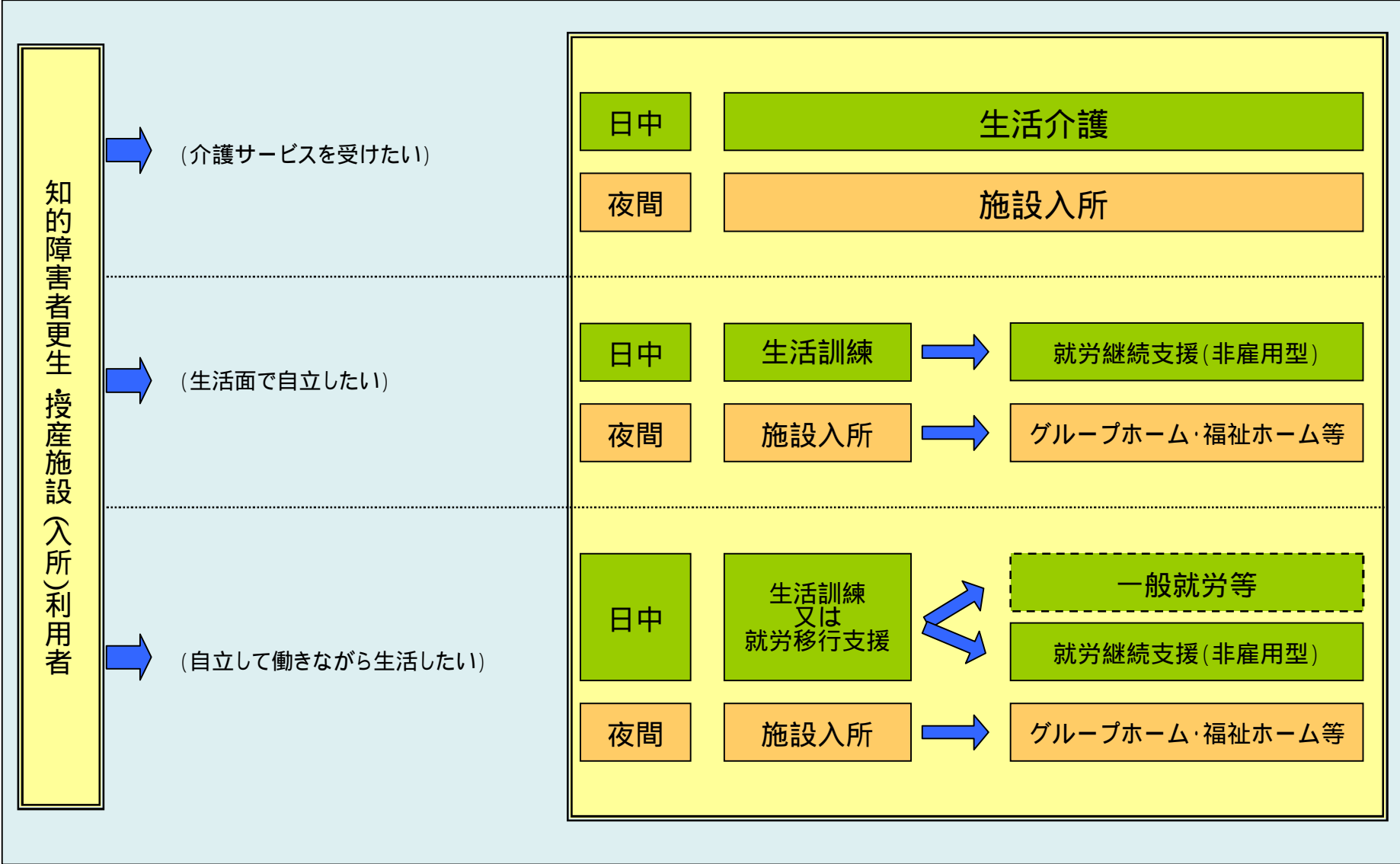
「主たる対象者」を定めた事業者については、指定申請の際に、その理由を付したものを併せて、都道府県知事へ提出する(変更は届出)。

各事業者は、「主たる対象者」について、重要事項説明書や広告等により、利用者へ周知。

現行施設から新事業への移行(考えられるイメージ)

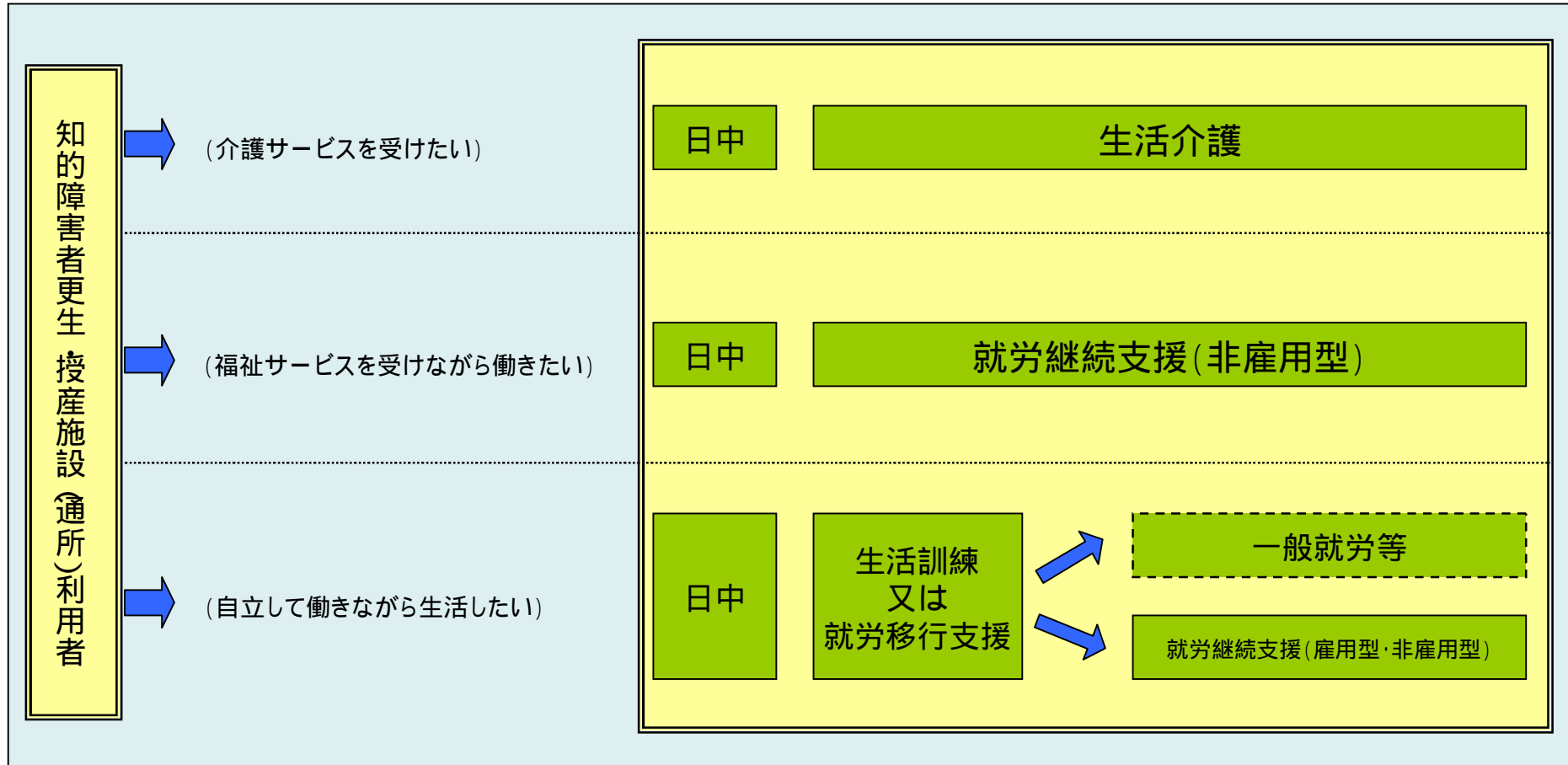
利用者の主なニーズ

必要な新体系サービス



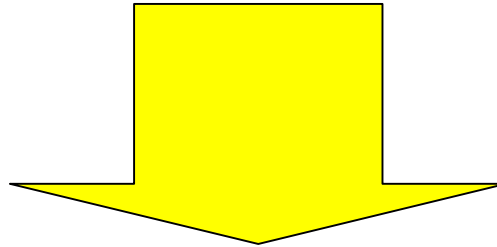
利用者の主なニーズ

必要な新体系サービス



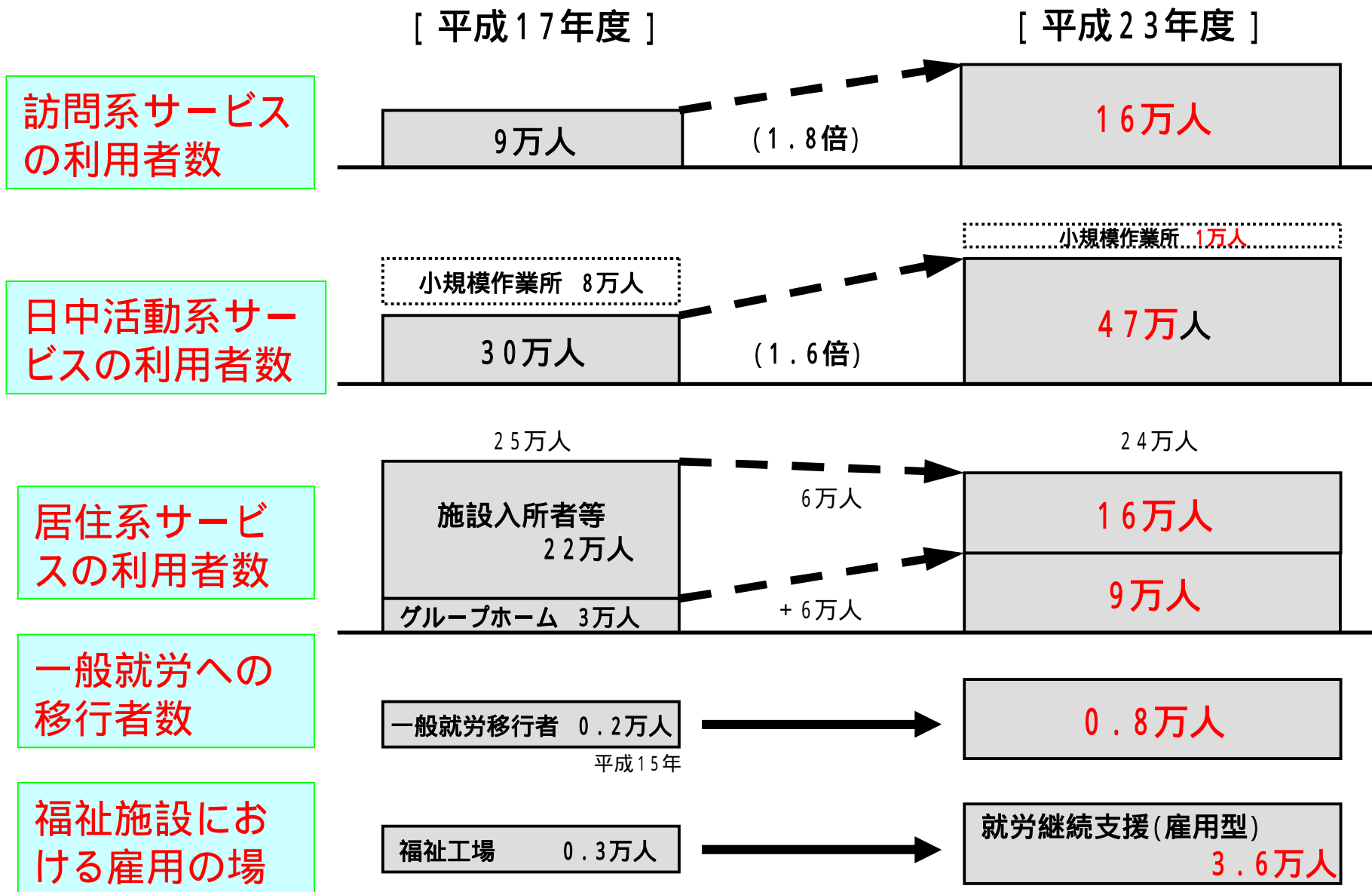
働く意欲や能力のある障害者の就労支援

- 福祉施設から一般就労への移行を進めるための事業「就労移行支援事業」を創設
- 福祉と雇用がネットワークを構成して、障害者の適性に合った就職の斡旋等を行う。
- このほか、雇用施策においても、精神障害者への雇用率適用を含め、さらに障害者雇用を進める。



障害者がその能力や適性に応じて、より力を発揮できる社会へ

障害福祉サービス展開の数値ビジョン



計数については、端数処理を行っているため、積み上げと合計が一致しない場合がある

サービス利用者の将来見通し

推計結果のポイント

新制度の障害福祉サービスについて、以下の3つに区分して推計

- ・訪問系サービス(ホームヘルプサービス)
- ・日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター等)
- ・居住系サービス(施設入所、グループホーム・ケアホーム)

訪問系サービスについては、近年の動向を踏まえ、現在、利用率が低い地域を中心に利用者が増え、平成23年度には現在の1.8倍(約16万人)に増加

日中活動系サービスについては、旧体系サービスから新体系サービスへの段階的移行を見込むとともに、小規模作業所利用者の法定サービスへの移行や精神入院患者の退院促進により、平成23年度には利用者が現在の1.6倍(約47万人)に増加

居住系サービスについては、地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の実施に伴う入所施設定員数の減少とグループホーム等への転換、一般住宅等への移行を進めることにより、平成23年度には、グループホーム・ケアホームの入居者が現在の3倍(約9万人)に増加。結果として、施設入所者及び退院可能な精神入院患者のうち約6万人が地域生活に移行する見通し

障害者の就労については、就労移行支援事業等の推進により、平成23年度には、福祉施設から一般就労への毎年度の移行者が現在の4倍(約0.8万人)に、福祉施設における就労の場が現在の10倍(約3.6万人)に増加

国会審議の附帯決議から

障害者自立支援法に対する附帯決議について

(平成17年10月13日 参・厚生労働委員会)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 附則第三条第一項に規定する障害者の範囲の検討については、障害者などの福祉に関する他の法律の施行状況を踏まえ、発達障害・難病などを含め、サービスを必要とするすべての障害者が適切に利用できる普遍的な仕組みにするよう検討を行うこと。また、現在、個別の法律で規定されている障害者の定義を整合性のあるものに見直すこと。
- 2 **附則第三条第三項に規定する検討については、就労の支援を含め、障害者の生活の安定を図ることを目的とし、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて、障害者の所得の確保に係る施策の在り方の検討を速やかに開始し、三年以内にその結論を得ること。**
- 3 障害福祉サービス及び自立支援医療の利用者負担の上限を決める際の所得の認定に当たっては、障害者の自立の観点から、税制及び医療保険において親・子・兄弟の被扶養者でない場合、生計を一にする世帯の所得ではなく、障害者本人及び配偶者の所得に基づくことも選択可能な仕組みとすること。また、今回設けられる障害福祉サービス及び自立支援医療の負担軽減の措置が必要な者に確実に適用されるよう、障害者及び障害児の保護者に周知徹底すること。
- 4 障害福祉サービスの利用者に対しては、社会福祉法人による利用者負担減免制度の導入等により、きめ細かな低所得者対策を講ずること。また、この場合においては、実施主体に過重な負担とならないよう、適切な措置を検討すること。
- 5 自立支援医療については、これまでの更生医療、育成医療及び精神通院医療の趣旨を継承した公費負担医療制度としての位置付けを明確にすること。また、医療上の必要性から継続的に相当額の医療費負担が発生することを理由に、月ごとの利用者負担の上限を設ける者の範囲については、速やかに検討を進め、施行前において適切に対応するとともに、施行後も必要な見直しを図ること。さらに、自立支援医療の「重度かつ継続」の範囲の検討に当たっては、関係患者団体の意見にも配慮すること。

- 6 自立支援医療のうち育成医療については、国会答弁を踏まえて、適切な水準を制度化すること。
- 7 介護給付における障害程度区分について介護サービスの必要度が適切に反映されるよう、障害の特性を考慮した基準を設定するとともに、主治医の意見書を踏まえるなど審査の在り方についての適正な措置を講ずること。また、支給決定に係る基準や手続きについては、生活機能や支援の状況、本人の就労意欲等利用者の主体性を重視したものとなるよう必要に応じて適宜見直しを行い、関係団体とも十分協議した上で策定すること。さらに、障害程度区分認定を行わないこととなる障害児については、障害児に対する福祉サービスが障害児の成長過程において生活機能を向上させる重要な意義を持つものであることにかんがみ、市町村が適切なサービスを提供できるように体制を整備するとともに、障害程度の評価手法の開発を速やかに進め、勘案事項についても必要な措置を講ずること。
- 8 市町村審査会の委員については、障害者の実情に通じた者が選ばれるようにすること。特に、障害保健福祉の経験を広く有する者であって、地域生活に相当の実績を持ち、中立かつ公正な立場で審査が行える者であれば、障害者を委員に加えることが望ましいことを市町村に周知すること。また、市町村審査会の求めに応じ、サービス利用申請者が意見を述べるができることを市町村に周知すること。
- 9 介護給付や訓練等給付の支給決定については、障害者の実情をよりよく反映したものとなるよう、市町村職員による面接調査の結果や福祉サービスの利用に関する意向を十分踏まえることを市町村に周知するとともに、決定に不服がある場合には都道府県知事に申立てを行い、自ら意見を述べる機会が与えられていることを障害者及び障害児の保護者に十分周知すること。

- 10 基本指針の策定に当たっては、現行のサービス水準の低下を招くことなく、障害者が居住する地域において円滑にサービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備を図ることを障害福祉計画に盛り込むこと、計画の策定の際に、障害当事者等の関係者の意見を聴く機会を設けることについて明記すること。また、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、相談支援事業、地域活動支援センター事業などについては、障害者の社会参加と自立生活を維持、向上することを目的として、障害福祉計画の中に地域の実情に応じてこれらサービスの計画期間における数値目標を記載することについて明記すること。さらに、これら障害福祉計画に定めた事項が確実に実施できるよう予算を十分に確保すること。
- 11 ALS、進行性筋ジストロフィー等の長時間サービスを必要とする重度障害者については、受け入れる事業者が少ない現状にもかんがみ、その居住する地域において必要なサービス提供が遅滞なく行われるよう、社会資源の基盤整備などの措置を早急に講ずること。また、現行のサービス水準の低下を招くことのないよう重度障害者等包括支援や重度訪問介護の対象者の範囲については、重度の障害のある者のサービスの利用実態やニーズ等を把握した上で設定することとし、そのサービス内容や国庫負担基準については、適切な水準となるよう措置すること。
- 12 重症心身障害児施設の入所者に対する福祉サービスについては、現行のサービス水準を後退させることなく、継続して受けられるよう配慮すること。
- 13 介護給付等において特別な栄養管理を必要とする場合には、サービス提供に係る報酬面での配慮の必要性について十分検討すること。
- 14 居住支援サービスの実施に当たっては、重度障害者であっても入居可能なサービス水準を確保するとともに、利用者が希望していないにもかかわらず障害程度別に入居の振り分けが行われることがないような仕組みの構築や、グループホームの事業者の責任においてホームヘルパーの利用を可能とすることなど必要な措置を講ずること。

- 15 障害者の雇用の促進に当たっては、障害者雇用促進法に盛り込まれている内容等を踏まえ、障害者雇用の場の創出・拡大に一層努めるとともに、雇用促進のための就労支援サービスと福祉サイドの生活支援サービス等が相互にかつ適切に利用できるためのマネジメント体制の充実を図ること。また、就労移行支援については、障害の特性を踏まえた就労訓練期間等が設定されるよう必要な措置を講ずること。
- 16 障害者の地域生活の充実及びその働く能力を十分に発揮できるような社会の実現に向け、非雇用型の就労継続支援の実施に当たっては、目標工賃水準の設定や官公需の発注促進など、工賃収入の改善のための取組のより一層の推進を図ること。
- 17 良質なサービスを提供する小規模作業所については、新たな障害福祉サービス体系において、その柔軟な機能が発揮できるよう位置付けるとともに、新たな施設体系への移行がスムーズに行えるよう必要な措置を講ずること。
- 18 障害者の自立と社会参加に欠かせないサービスである移動支援については、地域生活支援事業の実施状況を踏まえ、必要な措置を講ずるための検討を行うこと。
- 19 医療法に基づく医療計画とあいまって、精神病院におけるいわゆる七・二万人の社会的入院の解消を図るとともに、それらの者の地域における生活が円滑に行われるよう必要な措置を講ずること。また、精神保健福祉法に基づく医療保護入院の適切な運用について、精神医療審査会の機能の在り方、保護者の制度の在り方等、同法に係る課題について引き続き検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を速やかに講ずること。
- 20 障害者が地域社会で必要な支援を活用しつつ自立した生活を送ることができるようにするため、障害を理由とする差別を禁止するための取組、障害者の虐待防止のための取組及び成年後見制度その他障害者の権利擁護のための取組については、実施状況を踏まえてより実効的なものとなるよう検討し、必要な見直しを行うこと。

- 2.1 地域生活支援事業に盛り込まれたコミュニケーション支援事業を充実する観点から、国及び地方公共団体において手話通訳者の育成と人的確保に取り組むとともに、聴覚障害者情報提供施設の設置の推進や点字図書館の機能の充実を図ること。また、視聴覚障害者の通信ネットワークを利用した情報コミュニケーション支援を進めるため、日常生活用具給付事業の対象の見直しの検討など必要な方策を講じ、視聴覚障害者の社会参加を促進すること。
- 2.2 市町村の相談支援事業が適切に実施されるようにするため、在宅介護支援センターなど、高齢者に係る相談支援を行う事業者を含め、専門性と中立・公平性が確保されている相談支援事業者に対し、委託が可能であることを市町村に周知すること。
- 2.3 本法の施行状況の定期的な検証に資するため、施行後の状況及び附則規定に係る検討の状況について、本委員会の求めに応じ、国会に報告を行うこと。

右決議する。